

六甲山「賑わい創出事業」に係る補助要綱

平成 29 年 6 月 22 日 経済観光局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、六甲山「賑わい創出事業」募集要領に基づき指定した、山上の遊休施設等の利活用や施設の新築による山上の活性化促進に繋がる事業を実施する事業者に対して、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

2 第 3 条に定める補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象とする事業（以下、「補助事業」という。）は、六甲山「賑わい創出事業」募集要領に基づき、神戸市から候補事業として選定された事業とし、当該補助事業等の内容、補助金額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第 3 条 神戸市から候補事業に選定された旨の通知を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「指定事業者」という。）は、別に定める「補助金交付申請書（様式第 1 号）」及び添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 4 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めるときは、当該事業を「補助金交付予定事業」として補助金の交付の決定を行い、別に定める「補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」により当該指定事業者へ通知する。

(事業の変更等)

第 5 条 指定事業者は、交付決定を受けた当該申請の内容を変更又は中止しようとする場合には、「交付決定事業計画変更（中止）届出書（様式第 3 号）」を市長に提出しなければならない。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うものとする。

(実績報告)

第 6 条 指定事業者は、補助事業が完了もしくは中止した日の翌日または市の会計年度の末日のいずれか早い日から起算して 10 日以内に「実績報告書（様式第 4 号）」を市長に提出するものとする。

(補助金の額の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容や条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金確定通知書（様式第 5 号）」により当該指定事業者へ通知するものとする。ただし、第 4 条の規定による交付決定の金額と同額の場合は通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 8 条 市長は、指定事業者から提出される補助金請求書により、補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消及び返還)

第 9 条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとし、「六甲山「賑わい創出事業」指定事業等補助金交付決定取消又は返還命令通知書（様式第 6 号）」

により当該指定事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付請求書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 事業内容の変更により補助要件に該当しなくなったとき。
- (6) その他指定事業者の責に帰すべき事由等により補助事業を中止したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該指定事業者は返還に応じなければならない。

(遅延利息)

第 10 条 前条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した遅延利息を市長に納付しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

2 この要綱の施行により、六甲山上の遊休施設利用等を利活用した「賑わい創出モデル事業」に係る補助要綱（平成 28 年 5 月 31 日経済観光局長決裁）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 3 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	六甲山「賑わい創出事業」
補助事業の対象経費	六甲山上において、新たに10年以上にわたり不特定多数の利用が可能な観光関連施設（ホテル、ゲストハウス、レストラン等、以下「賑わい施設」という。）を新築する場合、遊休施設等を（賑わい施設として利活用を見込む場合、また費用面等が課題でやむを得ず放置され、六甲山の景観を著しく阻害している物件に対して、所有者自身が解体・除却を行う場合において、指定事業者が実施する事業の具体化に係る経費で、市長が必要かつ適切と認める金額。
対象要件	<p>①対象建築物の供用開始後、10年以上にわたり対象物件を下記の用途に活用すること。 （用途例）宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動拠点、文化施設、その他市長が認める用途</p> <p>※保養所、個人山荘など、特定の利用者を対象とする用途は対象外。 ※施設において、特定の個人や団体等が利用する区画は対象外。 ※宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動を行う施設は対象外。</p> <p>②昭和56年5月31以前に着工した建築物を改修して利活用する場合、耐震改修を実施するか、耐震診断基準に適合していることを確認する必要があります。</p>
新築支援事業	<p>対象事業費 最大4,500万円/件 補助率 最大2/3 補助金額 最大3,000万円/件</p>
建替支援事業	<p>対象事業費 最大4,500万円/件 補助率 最大2/3以内 補助金額 最大3,000万円/件</p> <p>※建替支援事業は、解体支援事業との併用が可能。 （併用した場合の補助金額は、最大3,250万円/件）</p> <p>※国費要件を具備する場合は、国費を財源として充てる。 ※国費補助：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>国費要件</p> <p>①対象建築物の延べ床面積が1,000㎡以上 ②3階以上 ③災害時に重要な機能を果たす建築物、又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ④昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物 ⑤その他、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）、兵庫県が定める兵庫県県土整備部補助金交付要綱及び、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>

<p>改修支援事業 (耐震改修を含む)</p>	<p>対象事業費 最大4,050万円/件 (内装・設備改修: 3,300万円, 耐震改修: 750万円) 補助率 最大2/3以内 [※国費要件を満たす場合] 補助金額 最大2,700万円/件 [※国費要件を満たす場合] ※国費補助: 社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業) 国費要件 ①申請時に居住者又は利用者がおらず, 今後も従来の用途に供される予定の無い建築物 ②昭和56年5月31日以前に着工した建築物については, 耐震診断を実施し, 耐震性が確保されていない場合は, 改修により確保し, 耐震性が認められた旨を証明する資料の提出を要する。 ③改修後, 10年間は要件に合致した用に供すること。 ④事業収支について, 大幅な利益が出るものについては認められない。 ⑤事業提案施設内に, コミュニティスペース等の地域交流拠点となる空間を整備し, 運営すること。</p>
<p>解体支援事業</p>	<p>補助金額 最大250万円/件 ※解体支援事業は, 建替支援事業との併用が可能。</p>